

住友大阪セメント株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、住友大阪セメント株式会社と称し、英文では Sumitomo Osaka Cement Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. セメントおよび生コンクリートの製造ならびに販売
2. セメントを使用する製品の製造ならびに販売
3. 石灰石その他の鉱物および土石の採掘、加工ならびに販売
4. 土木建築材料および構造物補修・補強材料の製造ならびに販売
5. 土木工事、建築工事、構造物補修・補強工事、機械器具設置工事、電気工事、電気通信工事等の設計、監理ならびに請負
6. セメントプラントその他の製造設備およびこれに関連する機械、機器の製作ならびに販売
7. 電池材料その他の特殊セラミックス製品の製造ならびに販売
8. 塗料およびその原料の製造・販売ならびに家庭用電気製品、ガラス製品、プラスチックフィルム等への塗料の塗布加工ならびにその加工品の販売
9. 電子機械器具およびその部品の製造ならびに販売
10. 光学機器および光を利用した通信機器、計測機器、情報処理機器等の電子機器の製造ならびに販売
11. 医薬品、医薬部外品、化粧品およびその原料の製造ならびに販売
12. 電気の供給事業
13. 情報処理技術の製作ならびに販売
14. 一般廃棄物・産業廃棄物の収集、運搬および処理ならびにその再生品の販売
15. 建設発生土、汚染土壤その他の土壤の改質ならびに処理
16. 大気、水質、騒音その他の各種分析、計量および作業環境測定業務
17. 不動産の売買、貸借、管理およびそれらの仲介ならびに土地の造成
18. 野菜、花きおよび果実の生産ならびに販売
19. 貨物運送業および運送取扱業
20. 損害保険の代理業および生命保険の募集業
21. 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業
22. 前各号の事業に関連する調査、研究、技術指導、コンサルティングおよびエンジニアリング業務
23. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、130,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 第12条に定める請求をする権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取り扱いならびにその手数料については、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(単元未満株式の買増し)

第12条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第3章 株 主 総 会

(開催の時期)

第13条 当会社の定期株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要のつど招集する。

(定期株主総会の基準日)

第14条 当会社の定期株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用して開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決 議)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社に取締役10名以内を置く。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議により代表取締役若干名を選定する。

② 取締役会は、その決議により取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集および議長)

第23条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。

② 取締役会長を置かないときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

③ 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

④ 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

② 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(社外取締役との責任限定契約)

第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(相談役)

第27条 当会社は、取締役会の決議により相談役若干名を置くことができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第28条 当会社に監査役3名以上を置く。

(監査役の選任)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

- ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第33条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(社外監査役との責任限定契約)

第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合には、その支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないとときは、当会社は、その支払の義務を免れる。

(平成30年10月1日改正)